

国民健康保険税

26年度国民健康保険税

納税通知書を送付します

26年度の国民健康保険税（特別徴収）となり、納税通知書を7月14日（月）に送付します。

納期は9回です

納付書や口座振替の方法（普通徴収）で納付する方は、原則、7月～27年3月の9回の納期になります（左下表参照）。75歳を迎える方は、後期高齢者医療保険料と重複しないよう、税額と納期回数を調整しています。

第1期の納期限は7月31日（木）です。納め忘れにご注意ください。

年金からの天引き（特別徴収）の対象になる方

次の①～③の全てに該当する場合、国保税は年金から

後期高齢者医療制度

26年度後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付（納入）通知書を送付します

後期高齢者医療制度は、75歳以上（障害認定を受けている方は65歳以上）の方が対象です。26年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付（納入）通知書を、7月14日（月）に送付します。

納付書や口座振替で納めた方（普通徴収）と同通知書に添付の納付書で納めてください。納期は原則7月～27年2月の8回です（右下表参照）。既に保険料の口座振替を登録している方は、

普通徴収として第1～第3

年金からの天引き（特別徴収）から口座振替への変更

国保税の納付方法を特別徴収から、口座振替に変更することがあります。希望する方は、納付方法変更の申出書を

提出してください。8月5日（火）までに手続きをした場合は、10月の特別徴収を中止し、10月末から口座振替となります。8月6日（水）以降の特別徴収を中止し、12月以降の特別徴収を中止します。ただし、これまでの国保税の納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。

【手続きに必要なもの】①認め印②振替口座の分かるもの③届出印④被保険者証 ※特別徴収も口座振替も、お支払いいただく国保税の総額は変わりません。

国保税の軽減

国保税は目的税であり、原則に



国保税 70歳～74歳の方へ

被保険者証兼高齢受給者証を更新します

更新します

70歳～74歳の方には、被保険者証に一部負担金割合（1割～3割）が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」（以下、被保険者証兼高齢受給者証）を交付しています。

被保険者証兼高齢受給者証の一部負担金割合は、26年度の市民税・都民税課税所得に基づいて判定し（下表参照）、8月に更新します。

この判定により、一部負担金割合に変更がある方には、申請による再判定に該当し、金資格係 ☎ 470・7732

後期高齢者医療制度

新しい保険証と減額認定証を送付します

後期高齢者医療被保険者証（保険証）の一斉更新（木）です。

現在お持ちの保険証（青竹色の有効期限は、7月31日（木））は、8月1日（金）から使用する新しい保険証（オレンジ色）の有効期限は28年7月31日（木）です。

7月末日までに、簡易書留・転送不要郵便で住所地に送付します。7月下旬まで不在の方や、郵便局に転居届（転送サービス）を出している方に

お届けできない場合があります。8月1日（金）を過ぎても保険証が届かない場合は、保険年金課高齢者医療係 ☎ 470・7846へ問い合わせ

詳しくは同係 ☎ 470・7846へ。

案内と申請書を送付します。申請書が届いた方は、被保険者証兼高齢受給者証と25年分の収入額が確認できるもの（確定申告書の控え、源泉徴収票など）を持参の上、保険年金課国保年金資格係（市役所1階）へ申請してください。

申請が認められた場合、申請の翌月1日から2割負担となります。

※一部負担金割合は、毎年8月に年次更新されますが、世帯構成の変更や修正申告などにより、年次更新時以外でも変更になることがあります。

※一部負担金割合が2割の方のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特例措置の対象となり1割負担です。

26年度 国民健康保険における高齢受給者証判定基準

課税所得金額（※1）	一部負担金割合の当初判定	申請による再判定の基準	申請による再判定により変更となるもの
判定対象者の中で、145万円が1人でもいる場合	3割	収入383万円未満（判定対象者が2人以上の場合は520万円未満）	一部負担金割合が2割（※3）になります（申請がない場合は3割と判定）
		判定対象者が1人の場合で、特定同一世帯所属者（※2）の収入も含み、収入が383万円以上520万円未満 上記以外の方	一部負担金割合が2割（※3）になります（申請がない場合は3割と判定）
判定対象者全員が145万円未満の場合	2割（※3）	住民税課税世帯	申請による変更はありません
		住民税非課税世帯	申請による変更はありません

※1：課税所得金額とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。
25年12月31日現在、世帯主で、同一世帯に合計所得38万円以下である19歳未満の被保険者がいる場合は、【課税所得金額 - (16歳未満の被保険者数) × 33万円 - (16歳～19歳未満の被保険者数) × 12万円】で算出された所得金額で一部負担金割合の判定をします。
※2：特定同一世帯所属者とは、国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行した方で、国保加入者と脱退日以降継続して同一の世帯に属する方のことです。
※3：一部負担金割合が2割の方のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特例措置の対象となり1割負担です。

減額認定証を「保険証」と

846へ。

「減額認定証を「保険証」と

846へ。